

Wealth & Asset Management EY Viewpoints | Spring2026

ウェルス&アセットマネジメント
EYビューポイント | 2026年春号

SERVICE

■ ■ ■
The better the question.
The better the answer.
The better the world works.



Shape the future
with confidence

クライアントの皆さまへ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

本資料「EY Viewpoints(2026年春号)」は、ウェルス & アセットマネジメント業界に関する制度動向を中心に、関連トピックスやコラム、その他クライアントの皆さまがご関心を寄せていらっしゃる内容を盛り込んでおります。

「EY Viewpoints」を日々の業務に、また最新のビジネス動向の把握にお役立ていただけますと幸いです。

2026年3月

EY新日本有限責任監査法人
ウェルス&アセットマネジメント
セクター長 長谷川 敬



Contents

■ 制度動向トピック.....	3
金融規制(日本・国際)	
監査	
会計	
税制	
その他	
■ 金融規制(国内).....	9
【金融庁】	
「暗号資産制度に関するワーキング・グループ」報告を 公表	
■ 監査.....	13
【日本公認会計士協会】	
「監査基準報告書570「継続企業」の改正について」 (公開草案)を公表	
■ 税制.....	15
【自由民主党・日本維新の会】	
「令和8年度税制改正大綱」を公表	



制度動向トピック

国内規制

金融庁：「暗号資産制度に関するワーキング・グループ」第2回及び第3回議事録を公表

金融庁は2025年9月2日、第2回「暗号資産制度に関するワーキング・グループ」を開催し、その議事録を公表しました。

当ワーキング・グループは、暗号資産が投資対象と位置づけられる状況が生じていることを踏まえ、利用者保護とイノベーション促進の双方に配慮しつつ、暗号資産を巡る制度のあり方について検討を行うために設置されたものです。

第2回では、現行の資金決済法上の暗号資産を対象として金融商品取引法の枠組みに移行することを中心に議論が行われました。

国内規制

金融庁：「ディスクロージャーワーキング・グループ」第2回及び第3回議事録を公表

金融庁は2025年9月19日に第2回、及び2025年10月15日に第3回「ディスクロージャーワーキング・グループ」を開催し、その議事録を公表しました。

当ワーキング・グループでは、企業の開示制度を見直し、投資者保護と企業負担のバランスに配慮した情報開示を整備するための検討が行われています。

第2回では、主に以下の2つの点について議論が行われました。

1. セーフハーバー・ルールの適用範囲と適用した場合の課徴金の免責について
2. 確認書制度における記載事項の追加について（開示手続を整備していること、開示手続の実効性を確認したこと）

第3回では、主に以下の3つの点について議論が行われました。

1. 有価証券届出書の提出免除基準について
 - 提出免除の金額基準について
 - 少額募集制度について
2. 特定投資家私募制度について
 - 潜在的特定投資家の取り扱いの方向性について
3. 株式報酬制度に係る開示制度について
 - 有価証券届出書提出不要化及びその法的整理について

国内規制

金融庁：第3回から第6回「暗号資産制度に関するワーキング・グループ」議事録及び「暗号資産制度に関するワーキング・グループ」報告を公表

金融庁は2025年9月～11月に開催した第3回から第6回の「暗号資産制度に関するワーキング・グループ」の議事録を公表しました。

当ワーキング・グループは、金融担当大臣から「国内外の投資家において暗号資産が投資対象と位置づけられる状況が生じていることを踏まえ、利用者保護とイノベーション促進の双方に配慮しつつ、暗号資産を巡る制度のあり方について検討を行うこと」との諮問がなされたことを受け設置されたものであり、2025年7月以降、暗号資産を巡る制度のあり方について審議を行ってきました。

2025年12月10日には、6回にわたって実施されたワーキング・グループにおける審議の結果をまとめた報告書も公表されています。

（詳細は、9ページをご参照ください。）

国内規制

金融庁：「市場制度ワーキング・グループ」第2回及び第3回報告を公表

金融庁は2025年10月15日に第2回、及び同年12月19日に第3回「市場制度ワーキング・グループ」を開催し、これらを取りまとめた報告を2025年12月26日に公表しました。

当報告によれば、本ワーキング・グループは、有価証券の不正取引等について、不正と考えられるものの違反行為として捕捉できない事例や、課徴金の額が低く抑止効果として不十分な事例が生じていることへの制度的対応を行うとされています。

具体的には、以下の4点が挙げられています。

1. インサイダー取引規制の対象者の範囲拡大として、公開買付けの対象企業と契約を締結・交渉している者等を追加
2. 公開買付けに係るインサイダー取引や、大量保有報告制度違反及び高速取引行為（HFT）による相場操縦に関する課徴金制度の見直し（算定方法の見直し）
3. 不公正取引を行う者や口座提供等の協力的行為を行った者に対する課徴金制度の見直し（対象の拡大等）
4. 外国規制当局からの協力要請に応じて行う調査権限に頭頭を求める権限を追加する等の調査権限の拡充

国内規制

金融庁：「コーポレートガバナンス・コードの改訂に関する有識者会議」(令和7年度第1回)議事録を公表

金融庁は2025年10月21日、「コーポレートガバナンス・コードの改訂に関する有識者会議」(令和7年度第1回)を開催し、その議事録を公表しました。

当会議では、日本企業のガバナンス改革は進展した一方で、形式的対応にとどまることなく、企業と投資家の双方の取組みにおけるコーポレートガバナンス改革の実質化の重要性が強調されています。

続いて、資本コスト・株価を意識した経営要請への企業の対応状況や投資家からの評価が報告され、取組みの実効性向上が課題とされています。メンバーからは、社外取締役の質向上、序文の再整備、政策保有株式や現預金の扱い、負担軽減を踏まえた開示制度見直しなど多様な意見が出されました。会議全体として、ガバナンス改革の実質化に向けた方向性が共有されています。

国内規制

金融庁：「スタートアップへの成長資金供給に関するラウンドテーブル」の開催及び議事録を公表

金融庁は2025年12月2日、「スタートアップへの成長資金供給に関するラウンドテーブル」を開催し、その議事録を公表しました。

本ラウンドテーブルは金融庁と経済産業省の共催により、スタートアップへの資金供給を支える各主体(業界団体等)と政府が一堂に会し、目指すべきエコシステムの方向性・全体像や各主体の取組みについて、認識を共有する目的で開催されました。

スタートアップエコシステムの活性化に向け、取組みや様々な課題が共有され、金融庁としてもスタートアップへの成長資金、リスクマネーの供給を強化するための実効性のある施策を推進することが示されています。

国内規制

金融庁：「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」(第9回)議事録を公表

金融庁は2025年10月30日、「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」(第9回)を開催し、その議事録を公表しました。

当ワーキング・グループでは、2025年7月に公表された中間論点整理の続きとして、主に下記3点の議論が行われました。

1. 国際的な動向を踏まえて、中間論点整理におけるロードマップに基づき進めることについて
2. サステナビリティ情報の開示に関して、適用対象企業の範囲、判断基準及び適用開始時期について
3. サステナビリティ保証に関して、保証業務実施者の範囲、人的・組織的要件及び任意の保証の取り扱いについて

国内規制

金融庁：「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)に対するパブリックコメントの結果等を公表

金融庁は2025年12月19日、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)に対するパブリックコメントの結果等を公表しました。

本改正は一定規模以上のファンド等の運用を行う者へのモニタリングに関し、国際的な動向等も踏まえ当局のモニタリングの観点から必要と認められる者についても調査対象とすることを明確にする趣旨になります。

なお、「国際的な動向等も踏まえ当局のモニタリングの観点から必要と認められる」ファンドの運用戦略として、例えばヘッジファンド戦略が該当するものと考えられる旨、言及されています。

制度動向トピック

国内規制

金融庁:「ファンドモニタリング調査(第2回)の結果概要」を公表

金融庁は2025年12月23日、「ファンドモニタリング調査(第2回)の結果概要」を公表しました。

ファンドモニタリング調査とは、IOSCO(証券監督者国際機構)が各国当局に対して金融安定の観点から一定規模以上のファンドに関するデータの提出を求めていることを受けて、金融庁が自らのモニタリングの観点を踏まえて、2024年から実施しているものです。

当調査結果では、ファンドの規模・形態といった概要から、ファンドのエクスポージャー、流動性の状況、レバレッジの状況、デリバティブ取引におけるカウンターパーティとの取引の状況がまとめられています。

監査

日本公認会計士協会:「監査基準報告書570「継続企業」の改正について」(公開草案)を公表

日本公認会計士協会(監査・保証基準委員会)は2025年12月15日、監査基準報告書570「継続企業」の改正に関する公開草案を公表しました。

継続企業の下では、企業が予測し得る将来にわたって存続し、事業を継続することを前提として、財務諸表が作成されます。しかしながら、世界各地で生じた企業倒産や不祥事、戦争やパンデミックによるリスクの高まり、さらにはグローバルな経済環境の不確実性の継続を背景として、継続企業の前提に関する監査基準を強化すべきとの要請が高まっていました。

こうした状況を受け、国際監査・保証基準審議会(IAASB)は国際監査基準(ISA) 570の強化及び明確化を行い、2025年4月に新ISA 570を公表しました。

これを受け、新ISA 570への対応を目的として、本公開草案が公表されています。

(詳細は、13ページをご参照ください。)

国内規制

金融庁:金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告を公表

金融庁は2025年12月26日、「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告を公表しました。

当報告はディスクロージャーワーキング・グループにおける情報開示制度の見直しに関する議論結果を整理したものです。

主な内容は以下の通りです。

1. 有価証券届出書の提出免除基準の見直しについて
 - 有価証券届出書提出免除基準の引き上げ
 - 少額募集制度の対象拡大
2. 特定投資家私募制度の見直しについて
 - 潜在的特定投資家への適用範囲拡大
3. 株式報酬に係る開示規制の見直しについて
4. 虚偽記載に関する責任範囲の明確化
 - セーフハーバー・ルールの検討

会計

企業会計基準委員会:企業会計基準第37号「期中財務諸表に関する会計基準」等を公表

企業会計基準委員会(ASBJ)は2025年10月16日、企業会計基準第37号「期中財務諸表に関する会計基準」(以下、「期中会計基準」という。)等を公表しました。

金融商品取引法の改正によって、上場会社では、金融商品取引法に基づく第一種中間財務諸表は企業会計基準第33号「中間財務諸表に関する会計基準」等により作成され、金融商品取引所の定める規則に基づく第1四半期及び第3四半期の四半期財務諸表は、企業会計基準第12号「四半期財務諸表に関する会計基準」等により作成されることとなりました。これに対して、上場会社及び財務諸表利用者からの中間決算と四半期決算は同じ会計基準等に基づいて行うべきであるとの意見を踏まえ、中間財務諸表と四半期財務諸表の会計基準等を統合した期中会計基準等が開発されました。

期中会計基準等の適用対象となる財務諸表には、第一種中間連結財務諸表及び第一種中間財務諸表が含まれ、第二種中間連結財務諸表及び第二種中間財務諸表は含まれないことが明確化されました。

詳細は、下記リンク先をご参照ください。

[企業会計基準第37号「期中財務諸表に関する会計基準」等のポイント | EY Japan](#)

企業会計基準委員会：実務対応報告第47号「非化石価値の特定の購入取引における需要家の会計処理に関する当面の取扱い」を公表

企業会計基準委員会(ASBJ)は2025年11月11日、実務対応報告第47号「非化石価値の特定の購入取引における需要家の会計処理に関する当面の取扱い」(以下、「本実務対応報告」という。)を公表しました。

近年、多くの企業において、脱炭素、低炭素化に向けた取組みを活発化させており、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成10年法律第117号)への対応等のため、いわゆるバーチャル電力購入契約(Virtual Power Purchase Agreement)(以下、「バーチャルPPA」という。)を活用する取引が増加しています。本実務対応報告は、バーチャルPPAにおいて取引される非化石価値に関し、その購入取引における需要家の会計処理に関する当面の取扱いを定めており、主なポイントは次の通りです。

- 需要家は、非化石価値を受け取る権利について、契約で指定された再生可能電力発電設備による発電が行われ、かつ、金額を信頼性をもって測定できる時点において費用処理を行い、対価の支払義務に係る負債を計上することとされています。ここで、遅くとも国による電力量の認定時点では、金額を信頼性をもって測定できるものとして取り扱うとされています。
- 2026年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用することとされ、3月決算会社以外においては早期適用も認められています。

詳細は、下記リンク先をご参照ください。

[実務対応報告第47号「非化石価値の特定の購入取引における需要家の会計処理に関する当面の取扱い」の解説 | EY Japan](#)

OECD：モデル租税条約の改訂を公表

経済協力開発機構(OECD)は2025年11月19日、所得と資本に関するOECDモデル租税条約及びそのコメントリーの改訂(2025年改訂)の内容を含む文書を公表しました。

主な変更点は以下の通りです。

- 国境を越えたりリモートワーク(ホームオフィスでの勤務など)に関する恒久的施設の判断基準の明確化
- 天然資源の開発・採取に関連する活動から生じる所得の課税方法についての代替規定の追加
- 条約解釈の一貫性確保と税の確実性向上を目的としたその他の改訂

特に、国境を越えたりリモートワークに関する恒久的施設の判断基準の明確化は、企業に大きな影響を与えるものと考えられます。

詳細は、EY税理士法人の以下のアラートをご参照ください。

[OECD、モデル租税条約の改訂を公表 | EY Japan](#)

企業会計基準委員会：企業会計基準公開草案第89号「金融商品に関する会計基準(案)」等を公表

企業会計基準委員会(ASBJ)は2025年10月29日、予想信用損失モデルの導入を提案する企業会計基準公開草案第89号(企業会計基準第10号の改正案)「金融商品に関する会計基準」、企業会計基準適用指針公開草案第88号「金融資産の予想信用損失に係る会計上の取扱いに関する適用指針(案)」を含む公開草案(以下、合わせて「本公開草案」という。)を公表しました。

我が国の金融商品に関する会計基準を国際的な会計基準と整合的なものとする取組みが検討されました。特に「金融資産の減損」については、国際的な会計基準では、合理的で裏付け可能な将来予測情報を反映し、予想信用損失をより適時に認識することを意図して予想信用損失モデルが導入されています。このため、ASBJでは会計基準開発の意義が高いと考え、検討が重ねられ、本公開草案の公表に至りました。

詳細は、下記リンク先をご参照ください。

[【速報】予想信用損失モデルを含む改正金融商品会計基準案の公表！ | EY Japan](#)

[企業会計基準公開草案第89号「金融商品に関する会計基準\(案\)」等の公表 | 企業会計基準委員会](#)

米国：自己株式取得税の最終規則において資金調達ルールを撤廃し、その他の要件も緩和

米国財務省及び内国歳入庁(IRS)は2025年11月21日、自社株買に対するExcise Taxの最終規則(TD 10037)を公表しました。

最終規則では、買収型組織再編、テイク・プライベート(上場企業の非公開化)取引、特定のM&A取引で行われる自社株買を含む、特定の自己株式取得が課税対象から除外されたほか、特定の優先株式の償還に関する課税免除が拡大されました。また、特定の外国企業が自社株を取得する場合の「資金調達ルール(funding rule)」も撤廃されました。

最終規則は、2023年1月1日以降に実施された自己株式取得等に遡及適用されるため、過年度のExcise Taxの還付を受けられる可能性があります。さらに、外国企業の米国子会社についてはクロスボーダー資金調達に関する追加分析が不要となり、実務負担が軽減することが期待されます。

詳細は、EY税理士法人の以下のアラートをご参照ください。

[米国、自己株式取得税の最終規則において資金調達ルールを撤廃し、その他の要件も緩和 | EY Japan](#)

制度動向トピック

税制

英国：2029年4月より電子インボイス義務化の実施を発表

英国政府は2025年11月26日、2029年4月より電子インボイス制度を導入することを発表しました。これは、企業間取引（B2B）及び企業対政府間取引（B2G）を対象とし、全ての付加価値税（VAT）インボイスを指定された電子形式で発行することを義務付けるものです。

政府は2026年度予算案で導入ロードマップを公表する予定で、企業はコンプライアンスの準備に向けて、2026年1月より開始される次期コンサルテーションに参加することが推奨されています。

影響を受ける事業者は、現在の請求プロセス、データ品質及びテクノロジーの評価を開始し、新しい要件への準備を整える必要があります。

詳細は、EY税理士法人の以下のアラートをご参照ください。

[英国政府、2029年4月より電子インボイス義務化の実施を発表 | EY Japan](#)

税制

G20：第2の柱に関する懸念に継続的に取り組む意向を反映

2025年11月22日から23日にかけてG20首脳会合で発表された首脳宣言では、第2の柱のグローバル・ミニマム課税に関する懸念に対して、G20首脳が引き続き建設的に取り組み、全関係者に受け入れ可能な、均衡の取れた実用的な解決策を早期に見出すことを目指していることが言及されています。

また、OECDはG20首脳会合に先立ち、進行中の税務の取組みに関するG20首脳向け報告書、税制の簡素化に関する報告書を公表しました。

企業は、国際税務の議論を引き続き注視し、現在議論されている国際的な税制改正の潜在的な影響を評価していく必要があります。

詳細は、EY税理士法人の以下のアラートをご参照ください。

[G20首脳宣言、第2の柱に関する懸念に継続的に取り組む意向を反映 | EY Japan](#)

税制

オーストラリア：第2の柱のコンプライアンスおよび執行ガイダンスを公表

オーストラリア税務局（ATO: Australian Taxation Office）は2025年11月26日、経済協力開発機構（OECD）によるグローバル・ミニマム税制ソリューションを導入するにあたってのコンプライアンス実務指針（PCG: Practical Compliance Guideline）2025/4「グローバルおよび国内ミニマム税の申告義務 - 移行期アプローチ（Global and domestic minimum tax lodgment obligations - Transitional approach）」を公表しました。

このPCGは、移行期間中のペナルティに対するATOの移行期コンプライアンスアプローチについて概説するとともに、期待されるコンプライアンスの水準に関する納税者の理解に役立つ内容となっています。

詳細は、EY税理士法人の以下のアラートをご参照ください。

[オーストラリアが第2の柱のコンプライアンスおよび執行ガイダンスを公表、最初の申告書の提出期限は2026年6月30日 | EY Japan](#)

税制

自由民主党・日本維新の会：「令和8年度税制改正大綱」を公表

与党（自由民主党・日本維新の会）は2025年12月19日、令和8年度（2026年度）与党税制改正大綱を公表しました。

物価高への対応として、いわゆる「年収の壁」の見直しがされたほか、「強い経済」の実現に向けた対応として、設備投資の促進に向けた税制措置の創設、研究開発税制の強化が行われます。

そのほか、公平かつ円滑な納税のための環境整備として、クロスボーダー取引に係る各種の税制度、相続税における貸付用不動産の評価方法、消費税インボイス制度導入に係る経過措置などが見直されます。また、防衛特別所得税（仮称）が創設されます。

（詳細は、15ページをご参照ください。）

国税庁：非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度、非居住者に係る暗号資産等取引情報の自動的交換のための報告制度に関する情報を更新

国税庁は2025年12月26日、「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」、「非居住者に係る暗号資産等取引情報の自動的交換のための報告制度」に関して、以下の情報を更新しました。

詳細は、下記リンク先をご参照ください。

【非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度】

- 「報告対象国」一覧表(令和8年報告分)の掲載
- 制度の概要(リーフレット等)、FAQの更新

[共通報告基準\(CRS\)に基づく自動的情報交換に関する情報\(「CRSコーナー」\)| 国税庁](#)

【非居住者に係る暗号資産等取引情報の自動的交換のための報告制度】

- 制度の概要(リーフレット等)、OECD公開情報の更新

[暗号資産等報告枠組み\(CARF\)に基づく自動的情報交換に関する情報\(「CARFコーナー」\)| 国税庁](#)

その他

日本公認会計士協会：「サステナビリティ保証業務実務指針5000「サステナビリティ情報の保証業務に関する実務指針」(公開草案)を公表

日本公認会計士協会は2025年10月15日、「サステナビリティ保証業務実務指針5000「サステナビリティ情報の保証業務に関する実務指針」(公開草案)を公表しました。

我が国においては2024年2月に金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」が設置され、2025年7月17日に中間論点整理が公表されるなど、サステナビリティ情報の開示と保証の制度化の議論が進められています。

詳細は、下記リンク先をご参照ください。

[「サステナビリティ保証業務実務指針5000「サステナビリティ情報の保証業務に関する実務指針」\(公開草案\)の公表について| 日本公認会計士協会](#)

OECD：第2の柱グローバル・ミニマム課税に関するSide-by-Sideパッケージを公表

経済協力開発機構(OECD)は2026年1月5日、第2の柱グローバル・ミニマム課税ルールに関する「Side-by-Sideシステム」のための包括的なパッケージを公表しました。

本パッケージは運用指針の形式で、移行期間国別報告書(CbCR)セーフハーバーの1年間延長のほか、新たな4つのセーフハーバー(簡易実効税率(ETR)セーフハーバー、実体ベース優遇税制セーフハーバー、2つのSide-by-Sideシステムに関連するセーフハーバー)に関する内容が含まれており、グローバル税源浸食防止(GloBE)モデルルールのコメントリーに組み込まれる予定です。

詳細は、EY税理士法人の以下のアラートをご参照ください。

[OECD、第2の柱グローバル・ミニマム課税に関するSide-by-Sideパッケージを公表：初期的な考察| EY Japan](#)

金融規制

Financial Regulation Update — 日本

金融庁:「暗号資産制度に関するワーキング・グループ」報告を公表

■ 概要

金融庁金融審議会は2025年12月10日、「暗号資産制度に関するワーキング・グループ」報告を公表しました。

金融庁金融審議会では、金融担当大臣からの諮問を受け、「暗号資産制度に関するワーキング・グループ」(以下、「当ワーキング・グループ」という。)を設置し、2025年7月以降6回にわたり、暗号資産を巡る制度のあり方について審議を実施してきました。

上記報告書は当ワーキング・グループにおける審議の結果をまとめたものです。本稿では、報告書で指摘されている暗号資産の取引の現状と課題を示すとともに、提言されている規制見直しの概要について紹介します。

■ 暗号資産の取引の現状と課題

暗号資産は、現在決済手段の観点から資金決済法で規制されていますが、足下では投資対象化が進展しています。

また、以下のような課題があるとされています。

暗号資産の取引の現状	現状に基づく課題
暗号資産発行時のホワイトペーパー(説明資料)等の記載内容が不明確であったり、記載内容と実際のコードに差があることが多い	■ 情報提供の充実 利用者が暗号資産の機能や価値について正しい情報に基づき合理的に取引判断ができるよう、暗号資産に関する情報提供を強化する必要がある
金融庁等に詐欺的な勧誘の相談が多数寄せられている	■ 適正な取引の確保・無登録業者への対応 匿名性が高く、不正な取引が行われた後の救済は難しいことや、犯罪行為者の資金源となることを防止すべきことを踏まえると、より厳格な規制により無登録業者による違法な勧誘等を抑止する必要がある
投資セミナーやオンラインサロン等による詐欺的な行為が疑われる事例も発生している	■ 投資運用等に係る不適切行為への対応 利用者保護を図る観点から、暗号資産の投資運用行為やアドバイス行為について適正な運営を確保する必要がある
インサイダー取引規制に関するIOSCO(証券監督者国際機構)の勧告や欧州等での法制化	■ 価格形成・取引の公正性の確保 個人や機関投資家による暗号資産投資が進んでおり、価格形成や取引の公正性を確保する必要性が高まっている。また、諸外国の法制化を受け、我が国においてもインサイダー取引について対応強化の必要性が高まっている
サイバー攻撃を受けて暗号資産が流出する事案が継続して発生	■ セキュリティの確保 我が国の国富をテロ資金確保等を目的とした攻撃者の手に渡すことなく、また、国民の利益を損なうことのないよう、業界が適切なサイバーセキュリティ管理体制を確保する必要がある

■ 規制見直しの概要

1. 根拠法令の見直し

■ 暗号資産の規制法を資金決済法から金融商品取引法へ変更

上述の暗号資産を巡る課題は、伝統的に金融商品取引法(以下、「金商法」という。)が対処してきた問題と親和性があると考えられることから、規制法を従来の資金決済法から金商法へ変更し、金商法の制度枠組みの中で、暗号資産の課題に対応することが提言されています。なお、金商法で規制対象とする暗号資産の範囲については、現行法上の暗号資産から変更しないことが適当であるとされており、資金決済法上の暗号資産に該当しないトークン(いわゆるNFT<Non-Fungible Token:非代替性トークン>)やステーブルコイン(デジタルマネー類似型)は、引き続き暗号資産には該当しないこととなる見込みです。

■ 有価証券とは異なる金融商品として金商法に位置付け

金商法上の有価証券は、収益分配等を受ける法的な「権利」を表章するものが対象となっているのに対し、暗号資産は一般に何らかの法的な権利を表章するものではなく、また、収益の配当や残余財産の分配等は行われえないなど、その性質は金商法上の有価証券とは異なります。そのため、有価証券とは別の規制対象として金商法に位置づけられることが提言されています。

2. 業規制

■ 第一種金融商品取引業に相当する規制を適用

暗号資産には、セキュリティトークン(有価証券をトークン化したもの)と同様の流通性があることを踏まえ、暗号資産の売買等を業として行う場合、第一種金融商品取引業に相当する規制を適用することが提言されています。

■ 無登録業者への罰則引上げ等を行うとともに、投資運用行為や投資助言行為も規制対象に

無登録業者による違法な勧誘を抑止するため、より厳格な規制の枠組みを設けることが提言されています。また、暗号資産の投資セミナーやオンラインサロン等が出現している現状を踏まえ、暗号資産を投資対象とする投資運用行為や投資助言行為を規制対象とすることが提言されています。

(参考)業規制の適用に関する方向性

		現行	方向性
無登録業者等の対応	罰則	無登録業 3年以下の拘禁刑	5年以下の拘禁刑
		無登録勧誘 ×	1年以下の拘禁刑
	裁判所の差止命令 (証券監視委の申立て)	×	○
	投資運用業規制	×	○
	投資助言業規制	×	○
暗号資産交換業者 ↓ 第一種金融商品取引業 に相当する規制を課す	支払手段としての 利用者被害の未然防止	×	○ (アンホステッド・ウォレット等に暗号資産を移転 する際の警告、一定の熟慮期間の設定等)
	資本金規制	1千万円	5千万円
	自己資本比率規制	×	○
	兼業規制	×	○ (付随業務以外は、事前届出)
	禁止行為の一部 (損失補填の禁止、無断売買の禁止等)	自主規制	法定化
	行為規制の柔構造化 (プロ向けの説明義務緩和等)	×	○
	顧客資産管理	○(コールドウォレット等)	◎(左記の他、サプライチェーン全体の セキュリティ対策を強化)
	業務管理体制の整備	○	◎ (より一層の体制整備<取扱暗号資産の 審査、顧客適合性、売買審査等>)
	責任準備金(流出対策)	×	○
	マネロン対策	トラベルルール※等	トラベルルール等(維持)
自主規制機関	外務員制度	×	○
	認定協会	日本暗号資産等取引業協会	日本暗号資産等取引業協会 (大幅な体制強化)

(注)暗号資産交換業者以外の金融商品取引業者が暗号資産交換業を行うおとする場合には、変更登録を必要とする。

※ 顧客の依頼を受けて他の暗号資産交換業者が管理するウォレットに暗号資産を移転する際、当該暗号資産交換業者に対して送付人と受取人の情報を通知する義務

出典:金融庁「金融審議会 暗号資産制度に関するワーキング・グループ 報告 概要」 | 参考資料

3. 情報提供規制

■ 新規発行時の情報提供

発行者と一般利用者間の情報の非対称性解消のため、中央集権型暗号資産（発行者がいる暗号資産）については、当該者が資金調達を行う場合に情報提供義務を課することが提言されています。ただし、無償での付与や報酬としてのトークンの自動付与、少人数（49名以下）やプロ投資家（適格機関投資家）を相手方とする勧誘の場合は規制の対象外とすることが想定されています。

一方で、上記以外の暗号資産については、暗号資産の技術性・専門性の観点で一般の利用者と専門家間の情報の非対称性を解消するため、暗号資産交換業者による情報提供義務を課することが提言されています。

■ 継続情報提供

暗号資産については、技術・仕様等が発展段階にある場合が多く、伝統的な金融商品よりも変化のスピードが速いことが想定されるため、その状況に応じた適時のタイミングでの適切な情報提供がとりわけ重要とされます。そこで、継続情報提供として、暗号資産の取引判断に重大な影響を及ぼす事象が発生した場合にも適時情報提供等の義務を課することが提言されています。

(参考)情報提供規制の全体像

		中央集権型暗号資産	非中央集権型暗号資産
		発行者が資金調達を行う場合	発行者による資金調達を伴わない場合
情報提供の内容		・ 暗号資産の性質・機能や供給量、基盤技術、付随する権利義務、内在するリスク等	
		・ 中央集権的管理者に関する情報（当該者の情報、調達資金の用途に関する情報、対象プロジェクトに関する情報、暗号資産の保有状況等）	—
情報提供規制の対象者		【発行者】情報の作成・提供（公表）義務 【交換業者】発行者が作成する情報の提供義務	【交換業者】情報の作成・提供（公表）義務
規制対象となる行為		発行者による暗号資産の販売を通じた資金調達※	交換業者による暗号資産の取扱い （販売所・取引所の運営等）
	免除	私募・私売出し相当の場合（少人数・プロ向け勧誘）	
情報提供の方法・タイミング		・ 発行者・交換業者のウェブサイト等で公表 ・ 交換業者による勧誘前の情報提供	・ 交換業者のウェブサイト等で公表 ・ 交換業者による勧誘前の情報提供
継続情報提供	頻度	・ 法定の適時情報提供 ・ 法定の定期情報提供（年1回）	・ 法定の適時情報提供 ・ 自主規制に基づく定期情報提供
	解除・免除	・ 分権化による解除（発行者） ・ 国内全交換業者の取扱廃止による免除（発行者） ・ 交換業者の取扱廃止による免除（交換業者）	・ 交換業者の取扱廃止による免除（交換業者）
情報の正確性・客観性の確保等		・ 虚偽記載や不提供への罰則・民事責任・課徴金 ・ 発行者の情報提供義務違反があった場合の国内全交換業者での取扱停止 ・ 交換業者及び自主規制機関によるチェック機能強化	
『募集・売出し時』の利用者保護		・ 株式投資型CFと同様の利用者の投資上限の設定 ・ 交換業者による発行者との利益相反の防止、利用者への利害関係の説明 ・ 『上場』前後の特定の者に対する有利発行の原則禁止、内部者の売買について一定期間のロックアップ（売却禁止）	—

※ 無償での付与や、マイニングやステーキング等の報酬としてのトークンの自動付与については、発行者による資金調達ではないため、情報提供規制の対象外

出典：金融庁「金融審議会 暗号資産制度に関するワーキング・グループ 報告 概要」| 参考資料

4. 不公正取引規制

■ インサイダー取引規制を創設

現行の金商法では、暗号資産についても、有価証券と同様に、不正行為の禁止に関する一般規則や偽計・相場操縦行為等の禁止規制が整備されていますが、インサイダー取引を直接規制する規定は設けられていません。また、近年、IOSCOにおいて不公正取引の抑止に関する勧告が行われ、欧州や韓国ではインサイダー取引規制が法制化されるなどの国際的な動きが見られます。このような国際的な情勢も踏まえ、暗号資産のインサイダー取引規制を整備することが提言されています。

具体的には、上場有価証券等のインサイダー取引規制の枠組みをベースにしつつ、暗号資産の性質を踏まえた規定振りとすることが想定されています。

※ 上場会社の業務等に関する「重要事実」に接近できる**特別の立場にある者**(インサイダー)が、当該事実の「公表」前に、取引の場に対する投資者の信頼を損なうような**売買等を行うことを禁止**

対象暗号資産	国内の暗号資産交換業者で扱われる暗号資産 取引所での取引か否かは問わない(DEXでの取引や利用者間の直接取引を含む)
重要事実	明確なものを個別列挙(例:発行者の破綻、新規上場・上場廃止、大口取引等)した上で、バスケット条項で補完
規制対象者	暗号資産の発行者の関係者、暗号資産交換業者の関係者、大口取引を行う者の関係者
適用除外	「重要事実を知らなくとも取引したことを行為者が立証した場合」は適用除外

出典:金融庁「金融審議会 暗号資産制度に関するワーキング・グループ 報告 概要」4ページ

■ 課徴金制度や証券監視委員会の犯則調査権限・課徴金調査権限の創設

不公正取引規制の実効性を確保するため、暗号資産についても、上場有価証券等の不公正取引規制と同様に、インサイダー取引を含め不公正取引について課徴金制度を創設することが提言されています。

また、同様の観点から暗号資産に係る不公正取引についても、証券監視委員会の犯則調査権限・課徴金調査権限を創設することが提言されています。

【EY Viewpoints】

- 当報告書では、暗号資産の投資対象化が進展している現状を踏まえ、取引判断に必要な情報提供の充実や適正な取引確保のための規制強化が提言されています。暗号資産の投資環境が整備されていくことで、今後個人や機関投資家による暗号資産投資が増えていくことが想定されます。
- 直近では2028年までに投資信託法の施行令を改正し、「特定資産」に暗号資産を加えることで、上場投資信託(ETF)でも暗号資産を取り扱うことができるようにする見通しであるとの報道も出てきており、すでに商品開発に着手していることを発表している運用会社も見られます。ETFへの組入が可能となれば、多くの投資家を実質的に暗号資産へ投資することになるため、今回提言されているような投資家保護のための規制はより一層求められることとなると考えられます。
- 会計基準の点から見ると、現在、暗号資産に関する会計基準は実務対応報告38号「資金決済法における暗号資産の会計処理等に関する当面の取扱い」のような、当面必要と考えられる最小限の項目に関する会計上の取扱いのみを定めたものにとどまっています。暗号資産投資が広く一般に浸透していくことになる場合、会計基準についても今後改正が行われるかが注目されます。

監査

Audit Update — 日本

日本公認会計士協会:「監査基準報告書570「継続企業」の改正について」(公開草案)を公表

■ 概要

日本公認会計士協会(監査・保証基準委員会)は2025年12月15日、監査基準報告書570「継続企業」の改正に関する公開草案(以下「本公開草案」という。)を公表しました。

■ 本公開草案のポイント

1. はじめに

継続企業の前提の下では、企業が予測し得る将来にわたって存続し、事業を継続することを前提として、財務諸表が作成されます(本公開草案第2項)。

しかしながら、世界各地で生じた企業倒産や不祥事、戦争やパンデミックによるリスクの高まり、さらにはグローバルな経済環境の不確実性の継続を背景として、継続企業の前提に関する監査基準を強化すべきとの要請が高まっていました。

こうした状況を受け、国際監査・保証基準審議会(International Auditing and Assurance Standards Board:IAASB)は、国際監査基準(ISA) 570の強化及び明確化を行い、2025年4月にISA 570(Revised 2024)、Going Concern(以下、「新ISA 570」という。)を公表しました。

これを受け、新ISA 570への対応を目的として、本公開草案が公表されています。

2. 本公開草案における主な改正点

(1) 継続企業の評価期間(本公開草案第21項~23項)

経営者による継続企業の評価期間の開始日について、従来の「期末日の翌日」から、「財務諸表の承認日^{※1}の翌日」へ変更されます。

本改正は、以下の点を踏まえたものとされています。

- 経営者の評価に、より最新の情報を反映させることができ、財務諸表利用者にとって有用性が高まること
- 継続企業の評価期間に関する規定は国・基準ごとに差異があるものの、多くの国では財務諸表の承認日等を基準としており、IFRSとの整合性も確保されること
- 評価期間の開始日を財務諸表の承認日とすることで、国際的な比較可能性及び一貫性が向上すること

また、経営者の評価期間が「財務諸表の承認日の翌日から12カ月」に満たない場合、監査人は経営者に対して評価期間の延長を要求することが求められていますが、経営者が当該要求に応じない場合には、経営者及び監査役又は監査役会、監査等委員会もしくは監査委員会(以下、「監査役等」という。)と当該事項を協議しなければならない旨が新たに規定されました。

なお、協議を行ってもなお経営者が評価期間の延長に応じない場合には、監査への影響を考慮することとされています。

※1 「財務諸表の承認日」とは、関連する注記を含む全ての財務諸表が作成され、認められた権限を有する者が当該財務諸表に対する責任を認めた日をいいます(監査基準報告書第560「後発事象」第4項(4))。

(2) 経営者の評価に対する監査人の検討(本公開草案第17～19項)

本改正では、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を識別したかどうかにかかわらず、経営者の評価の基礎となる重要な判断を含め、継続企業の前提に関する経営者の評価について監査人が検討するための監査手続を立案・実施することが求められています。

また、監査人が監査手続を立案・実施するに当たっては、裏付けとなる監査証拠の入手のみに偏ることなく、矛盾する監査証拠を排除しないように監査証拠を入手することが求められます。

さらに、当該監査手続には、経営者が使用する評価手法、重要な仮定及びデータの評価まで含めることが、要求事項として追加されています。

(3) 監査役等とのコミュニケーション(本公開草案第41～42項)

監査人は、識別した継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況について、監査役等と適時にコミュニケーションを行わなければなりません。本改正により、コミュニケーションの内容として以下が追加されました。

- 実施した監査手続の概要及び監査人の結論の根拠(経営者の対応策に対する監査人の評価を含む)。
- 該当する場合、監査人が要求したにもかかわらず、経営者が継続企業の前提に関する評価を行わない、又は評価期間の延長に応じないこと。その場合の監査又は監査報告書への影響

(4) 監査報告書の記載事項(本公開草案第34～35項)、経営者確認書(本公開草案第39～40項)

本公開草案では、監査報告書について、重要な不確実性が認められない場合であっても、監査人の結論を明示的に記載することが新たに求められています。

また、経営者確認書について、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を識別したかどうかにかかわらず、経営者の評価を監査人が評価することを踏まえ、記載すべき項目が拡充されています。

3. 適用時期(本公開草案第8項)

本公開草案では、監査基準報告書570「継続企業」について2027年4月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表の監査から適用することとされています。

【EY Viewpoint】

- 経営者による継続企業の評価期間の開始日が「財務諸表の承認日の翌日」へ変更となるため、継続企業の評価期間の起点及び終点を明確にした上で、財務諸表の承認日の翌日を起点として12カ月の期間をカバーできているかを確認する必要があります。
- 重要な疑義の有無にかかわらず、継続企業の前提に関する経営者の評価について監査手続が立案・実施されることが新たに求められることから、財務諸表作成者においても、継続企業の前提に関する経営者の評価について、資料や数値等を用いて合理的に説明できるよう、あらかじめ準備を進めておく必要があると考えられます。

税制

Tax Update — 日本

自由民主党・日本維新の会：「令和8年度税制改正大綱」を公表

■ 概要

2025年12月19日、自由民主党・日本維新の会より「令和8年度税制改正大綱」が公表されました。詳細は、EY税理士法人の以下のアラートをご参照ください。

[令和8年度税制改正大綱\(詳細版\) | EY Japan](#)

また、「令和8年度税制改正大綱」のうち、金融関連税制と金融機関に特有の主な改正点は以下の通りです。詳細は、EY税理士法人の以下のアラートをご参照ください。

[令和8年度税制改正大綱～金融・不動産関連税制 | EY Japan](#)

■ 主な内容

1. 金融・証券関連税制

(1) 暗号資産分離課税化

- ① 居住者等が、暗号資産取引業（仮称）を行う者に対して暗号資産（金融商品取引業者登録簿に登録されている暗号資産等に限る。以下、「特定暗号資産」という。）の譲渡等をした場合には、その譲渡所得等については、他の所得と分離して20.315%（所得税・復興特別所得税15.315%、個人住民税5%）の税率により課税することとされます。また、分離課税の対象となる暗号資産取引から生じた損失については3年間の繰越控除が可能となります。
- ② 暗号資産取引業者は、その年中に特定暗号資産の取引を行った居住者等に関する報告書をその取引があった日の翌年の1月31日までに、税務署長に提出しなければならないこととされます。

【制度概要（所得税 + 住民税）】

上場株式等		ETF		金融商品先物取引等	
譲渡所得	申告分離課税 20.315%	譲渡所得	申告分離課税 20.315%	雑所得	申告分離課税 20.315%
一定の暗号資産（※1）		一定の暗号資産（※1）を投資対象とするETF		一定の暗号資産（※1）を原資産としたデリバティブ	
雑所得 ➡ 譲渡所得	総合課税 最大55.945% ➡ 申告分離課税 20.315%	現在は組成不可（政令改正必要） ➡ 政令改正により組成可能とする ➡ 申告分離課税 20.315%		雑所得	総合課税 最大55.945% ➡ 申告分離課税 20.315%

※1 暗号資産取引業者が取り扱う暗号資産

出典:金融庁「令和8(2026)年度税制改正について」を一部加工してEYが作成

(2) NISAのつみたて投資枠の拡充等

- ① 非課税口座の口座開設可能年齢の下限が撤廃され、非課税口座に未成年者特定累積投資勘定（つみたて投資枠）が設けられるとともに、特定非課税管理勘定（成長投資枠）は未成年者特定累積投資勘定とは同時に設けられないこととされます。この口座で管理される資金は18歳までは一定の場合を除いて払い出しは不可となります。
- ② 特定累積投資勘定（つみたて投資枠）に受け入れることができる公募株式投資信託の受益権及び上場株式投資信託の受益権について、指定指数が追加されるほか、主たる投資の対象資産に公社債が追加されます。
- ③ 非課税累積投資契約に係る非課税措置及び特定非課税累積投資契約に係る非課税措置について、金融商品取引業者等が行う基準経過日における住所等の確認に係る措置が廃止されます。

2. 不動産関連税制

(1) 土地の所有権移転登記等に対する登録免許税の軽減措置の延長

土地の売買による所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限が3年延長されます(2029(令和11)年3月31日まで)。

(2) 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例

特定資産の買換えの場合等の課税の特例について、対象となる買換資産について一定の見直しを行い、その他所要の措置を講じた上で、適用期限が3年(一定の買換えを除く)延長されます(2029(令和11)年3月31日まで)。

(3) 非居住者への国内に所在する不動産の売買等に関する役務提供等に対する課税の見直し

非居住者が国内に所在する不動産の売買等を行う際に負担する仲介手数料等について、居住者との公平性の観点から、消費税の課税対象とする見直しが行われます。

(4) 固定資産税、不動産取得税の免税点の見直し

■ 2027(令和9)年度以後年度分の固定資産税の免税点について、家屋は30万円(現行:20万円)、償却資産は180万円(現行:150万円)にそれぞれ引き上げる見直しが行われます。

■ 不動産取得税の免税点について、土地は16万円(現行:10万円)、家屋のうち建築に係るものは一戸につき66万円(現行:23万円)、その他のものは一戸につき34万円(現行:12万円)とする見直しが行われます。

(5) 土地譲渡益に対する追加課税制度の適用停止措置の延長

法人の一般の土地譲渡益に対する追加課税制度及び短期の土地譲渡益に対する追加課税制度について、所要の措置を講じたうえで、適用停止措置の期限が3年延長されます(2029(令和11)年3月31日まで)。

3. 法人課税

(1) 賃上げ税制の見直し

大企業向け措置が適用期限を待たず、2026(令和8)年3月31日をもって廃止されます。中堅企業向け措置及び中小企業向け措置については[令和8年度税制改正大綱\(詳細版\)](#)5~6ページをご参照ください。

(2) 企業グループ間取引の保存書類義務化

内国法人が関連者との間で特定取引を行った場合において、取引関連書類等はその取引に係る対価の額を算定するために必要な事項の記載又は記録がないときは、その記載又は記録がない事項を明らかにする書類(電磁的記録を含む)を取得し、又は作成し、かつ、これを保存しなければならないこととされます。なお、上記の明らかにする書類の保存が法令の定めに従って行われていないことは、青色申告の承認の取消事由等とされます。詳細については[令和8年度税制改正大綱\(詳細版\)](#)7ページをご参照ください。

4. 国際課税

(1) 外国組合員に対する課税の特例(PE特例)の見直し

外国組合員に対する課税の特例について、次の措置が講じられます。

① 本特例の適用要件について、次の見直しが行われます。

- 投資組合財産に対する持分割合が25%未満であることとの要件について、投資組合の有限責任組合員等から構成される一定の委員会を設置することを条件として、投資組合の有限責任組合員の持分割合の上限が50%未満に引き上げられます。
- 投資組合事業に係る業務の執行等を行わないこととの要件について、税務上の業務執行行為から利益相反取引の承認等が除外されます。
- 投資組合事業に係る恒久的施設帰属所得以外の恒久的施設帰属所得を有しないこととの要件は廃止されます。

② 上記①の改正に伴い、特例適用申告書等の記載事項の見直しが行われるほか、所要の措置が講じられます。

現行制度

- 組合契約事業は組合員の共同事業であることから、国内にある恒久的施設(PE)を通じて事業を行う組合の組合員は、国内にPEを有するものとして扱う(所基通164-4)ため、LPは国内源泉所得に対する所得税・法人税が課税されること。
- 当該特例制度は、外国LPのうち、一定の要件を満たすものについて、国内源泉所得に対する所得税・法人税を非課税とするもの。



原則: 国内源泉所得に対する課税
 特例: 国内源泉所得に対する非課税

改正概要

本特例の適用にあたり海外投資家が満たすべき要件について、以下の通り見直しを行う。

要件	改正内容
① 持分割合要件	持分割合を25%未満から 50%未満に引き上げ 。 ※諮問委員会を設置している場合に限る
② 業務執行要件	税法上の業務執行行為から 利益相反取引の承認等を除外 。
③ 他にPE帰属所得を有さない旨の要件	本要件を 廃止 。

出典: 経済産業省「令和8年度経済産業関連 税制改正について」を一部加工して EY が作成

(2) グローバル・ミニマム課税への対応

各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税等(IIR(所得合算ルール))について見直しが行われます。詳細については[令和8年度税制改正大綱\(詳細版\)](#)9ページをご参照ください。

(3) 外国子会社合算税制の見直し

外国子会社合算税制について、解散した部分対象外国関係会社又は外国金融子会社等に係る特例の創設などの見直しが行われます。詳細については[令和8年度税制改正大綱\(詳細版\)](#)10~11ページをご参照ください。

5. 消費課税

金融商品取引法等の改正を前提に、暗号資産に係る課税関係について以下の措置が講じられます。

- ① 暗号資産の譲渡を有価証券に類するもの(現行:支払手段に類するもの)の譲渡とし、引き続き非課税とします。
- ② 課税売上割合の計算上、暗号資産の譲渡対価の額の5%相当額を資産の譲渡等の対価の額に算入します。
- ③ 暗号資産の貸付けについて非課税とするほか、所要の措置が講じられます。

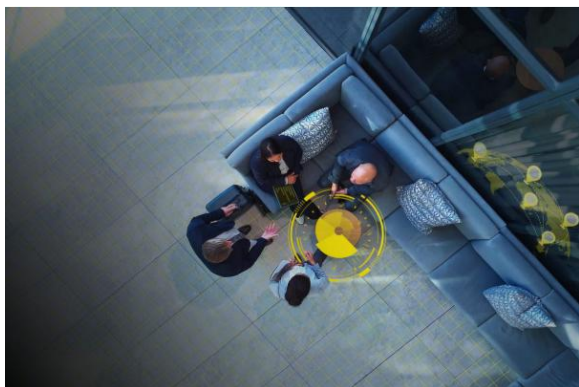
6. その他

- (1) クロスボーダーの債券現先取引に係る非課税措置の延長
債券現先取引等に係る利子等の課税の特例について、特定外国法人が特定金融機関等との間で行う債券現先取引に係る利子等の非課税措置の適用期限が3年延長されます(2029(令和11)年3月31日まで)。
- (2) 極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置の見直し
[令和8年度税制改正大綱\(詳細版\)](#) 14ページ参照
- (3) 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の廃止
[令和8年度税制改正大綱～金融・不動産関連税制](#) 8ページ参照
- (4) 年金課税(検討事項)
少子高齢化で年金受給者が増大する中、世代間・世代内の公平性の確保や、各種年金制度間のバランス、貯蓄・投資商品への課税との関連、給与課税等とのバランス等に留意するとともに、平成30年度税制改正の公的年金等控除の見直しの考え方や年金制度改革の方向性、諸外国の例も踏まえつつ、拠出・運用・給付を通じて課税のあり方を総合的に検討するとされています。
- (5) デリバティブ取引に係る金融所得課税の更なる一体化(検討事項)
デリバティブ取引に係る金融所得課税の更なる一体化については、意図的な租税回避行為を防止するための方策等に関するこれまでの検討の成果を踏まえ、総合的に検討するとされています。

【EY Viewpoint】

- 特定暗号資産の譲渡等の分離課税化や暗号資産に係る消費税の課税関係の見直しについては、金融商品取引法の改正法の施行の日の属する年の翌年の1月1日以後に行う取引について適用するとあり、具体的な適用開始日は現時点では未定です。
- 外国組合員に対する課税の特例(PE特例)はこれまで要件が厳しく、国内への投資の障壁となっている部分があったことから、要件を大幅に緩和し投資実態に合わせるための見直しが行われました。これにより海外投資家のPE特例活用の機会が拡大し、海外投資家による日本国内への投資が加速することが期待されます。
- 年金課税やデリバティブ取引に係る金融所得課税については、今後も引き続き動向を注視する必要があるものと考えられます。

EY Wealth & Asset Management Thought Leadership



[AIシミュレーションで資産運用業界の成長を加速させるには | EY Japan](#)

EY Japanでは、各種SNSでサービスや最新の知見などについて情報を発信しています。

ぜひフォローをお願いいたします。

【Facebook】

www.facebook.com/EYJapanOfficial/

【X(旧Twitter)】

[X.com/Japan_EY](https://x.com/Japan_EY)

【LinkedIn】

www.linkedin.com/company/ernstandyoung/ *

【YouTube】

www.youtube.com/channel/UCr1D56Lk-IGz33yHk-a16mw

*グローバルのアカウントで日本語の情報を発信しています。

EYウェルス&アセットマネジメントセクターのHPでも、情報を発信しております。ぜひご覧ください。

ey.com/ja_jp/wealth-asset-management

また、本内容に関するご質問等は下記までご連絡ください。

E-mail: ey.wam.viewpoints@jp.ey.com

EY | Building a better working world

EYは、クライアント、EYのメンバー、社会、そして地球のために新たな価値を創出するとともに、資本市場における信頼を確立していくことで、より良い社会の構築を目指しています。

データ、AI、および先進テクノロジーの活用により、EYのチームはクライアントが確信を持って未来を形づくるための支援を行い、現在、そして未来における喫緊の課題への解決策を導き出します。

EYのチームの活動領域は、アシュアランス、コンサルティング、税務、ストラテジー、トランザクションの全領域にわたります。蓄積した業界の知見やグローバルに連携したさまざまな分野にわたるネットワーク、多様なエコシステムパートナーに支えられ、150以上の国と地域でサービスを提供しています。

All in to shape the future with confidence.

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY新日本有限責任監査法人について

EY新日本有限責任監査法人は、EYの日本におけるメンバーファームであり、監査および保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。詳しくは ey.com/ja_jp/about-us/ey-shinnihon-llc をご覧ください。

© 2026 Ernst & Young ShinNihon LLC.

All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY新日本有限責任監査法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

ey.com/ja_jp